# 宝塚市建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要領

# (趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に関する要綱 (以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法 律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第17条の規定による耐震改修計画 の認定に係る申請の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

# (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する 法律施行令(平成7年政令第429号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)、宝塚市建築物の耐震改修の促進 に関する法律施行細則(平成26年規則第17号。以下「規則」という。)及び要綱にお いて使用する用語の例による。

# (事前協議)

- 第3条 法第17条第1項の規定に基づき建築物の耐震改修計画の認定に係る申請を行う 者(以下「申請者」という。)は、当該申請に係る建築物の耐震改修の計画(以下「耐震 改修計画」という。)の内容等について、あらかじめ、市長と協議するものとする。
- 2 前項の規定による協議は、事前協議書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる図書を 添えて、これらを市長に提出して行うものとする。
  - 一 耐震改修の計画の認定に係る申請添付図書等一覧表 (別記第2号様式)
  - 二 省令第28条第1項に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
  - 三 建築物の外観写真
  - 四 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第3項の規 定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそ れに係る検査済証の写し
  - 五 耐震改修計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の 規定による通知(以下「建築確認等」という。)を要するものであるか判断できる図書
  - 六 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項の 計画の認定を受けようとする場合は、省令第28条第3項から第7項までに規定する様式(省令別記第7号様式から第10号様式まで)
  - 七 その他市長が必要と認める図書

# (認定の申請)

- 第4条 耐震関係規定に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。
  - 一 省令第28条第1項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
  - 二 前条第2項第1号から第7号までに掲げる図書
  - 三 建築基準法第6条第5項に掲げる構造計算適合性判定の結果を証する書類(同項に 規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物に限る。)
- 2 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本(耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、副本2通)に、それぞれ、次の各号に掲げる

書類及び図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- 一 要綱第5条に規定する書類
- 二 前条第2項第1号から第7号までに掲げる図書
- 3 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする者は、第1項又は前項に規定する図書及び省令第28条第3項から第7項までに規定する様式及び図書を市長に提出するものとする。
- 4 法第17条第10項の規定により、耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、前3項に規定する図書及び建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による通知に要する計画通知書を市長に提出するものとする。
- 5 前4項に規定する図書は併せて作成することができる。
- 6 高さが60メートルを超える建築物に係る法第17条第3項の計画の認定の申請書に あっては、省令第28条第1項の表の(ろ)項の規定に関わらず、同項に掲げる図書のう ち構造計算書を添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第20条第1 号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
- 7 省令第28条第3項の認定の申請書にあっては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(は)項及び同項の表3の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
- 8 第1項及び第2項に掲げる副本は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める部数とする。
  - 一 耐震改修計画が建築確認等を要する場合 2通
  - 二 耐震改修計画が建築基準法第93条の規定を準用する場合(以下「消防長の同意を必要とする場合」という。) 3通(3通のうち1通にあっては、構造計算に要する図書及び書類は添えることを要しない)
  - 三 前2号以外の場合 1通

# (認定申請に係る追加説明)

第5条 市長は、第4条に基づき提出される図書によって、法第17条第3項の計画の認 定を受けようとする改修計画が同項に規定する認定の基準に適合していることを判断で きない場合にあっては、申請者に追加の説明を求めることができる。

#### (建築主事・消防長の同意等)

- 第6条 法第17条第4項の規定により、耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、市長は、建築主事あてに耐震改修計画に関する同意書(別記第3号様式)により、同意を求めるものとする。
- 2 法第17条第5項の規定により、耐震改修計画が消防長の同意を必要とする場合にあっては、市長は、消防長あてに耐震改修計画に関する同意書(別記第4号様式)により、同意を求めるものとする。

# (認定した旨の通知)

第7条 法第17条第10項後段の規定による通知は、認定した旨の通知書(別記第5号 様式)により行うものとする。

## (標準処理期間)

- 第8条 計画の認定に係る審査の標準的な処理期間は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条の規定により追加の説明を求め、回答があるまでの日数は当該標準処理期間に含まないものとする。
  - 一 認定申請を受理した日から14日以内の期間
  - 二 耐震改修計画が建築確認等を要する場合においては前号の期間に、建築基準法第6

条第1項第4号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

## (認定申請の取下げ)

第9条 申請者は、計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、 認定申請取下げ届(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

# (計画の認定をしない旨の通知)

第10条 市長は、計画の認定をしないことを決定したときは、認定しない旨の通知書(別記第7号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

# (工事着手の時期)

第11条 耐震改修計画に係る工事の着手は、当該計画に係る認定を受けた後でなければならない。

# (計画の変更)

- 第12条 第3条から前条までの規定は法第18条の規定による計画の変更について準用する。この場合において、第3条第2項中「事前協議書(別記第1号様式)」とあるのは「計画変更事前協議書(別記第8号様式)」と、第4条中「省令別記第5号様式」とあるのは「計画変更認定申請書(別記第9号様式)」と、第8条中「認定した旨の通知書(別記第5号様式)」とあるのは「計画の変更を認定した旨の通知書(別記第10号様式)」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の規定により計画の認 定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、計画変更認定通知書(別記第11号様式)に計画変更認定申請書(別記第9号様式)の副本を添えて行うものとする。

# (計画の軽微な変更)

第13条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、省令第32条の規定による軽微な変更を行うときは、計画の軽微な変更届(別記第12号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

## (計画認定建築物に係る報告の徴収)

- 第14条 法第19条の規定による計画の認定を受けた建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めるときは、建築物状況報告請求書(別記第13号様式)により行うものとする。
- 2 認定事業者は、第1項の報告を求められたときは、建築物状況報告書(別記第14号 様式)に必要な書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

## (改善命令)

- 第15条 法第20条の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(別記第15号様式)により行うものとする。
- 2 認定事業者は、第1項の改善命令を受けたときは、期限内に改善を行い、行った内容 について改善報告書(別記第16号様式)に必要な書類及び図面を添付して市長に提出 しなければならない。

# (計画の認定の取消し)

第16条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消し通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

# (計画の認定に係る名義変更の報告)

- 第17条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了する前に、建築主、工事監理者又は工事施工者に変更があった場合は、名義変更届(別記第18号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 2 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了する前に、当該建築物を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、名義変更届(別記第18号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 3 耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、市長は、前2項の規定により名 義変更届を受理したときは、名義変更届(別記第19号様式)により、建築主事に通知 するものとする。

### (計画の認定に係る工事の取りやめ)

- 第18条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事を取りやめようとするときは、 工事取りやめ届(別記第20号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 2 耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、市長は、第9条に規定による認 定申請取下げ届又は前項の規定による工事取りやめ届を受理したときは、認定申請取下 げ届・工事取りやめ届受理通知書(別記第21号様式)により、建築主事に通知するも のとする。

# (工事完了の報告)

- 第19条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了したときは、速やかに、 その旨を市長に報告するものとする。
- 2 前項の報告は、工事完了報告書(別記第22号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。
  - 一 耐震改修工事の作業状況及び完成状況がわかる写真
  - 二 耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、計画認定建築物に係る建築基準法第7条第5項又は同法第18条第16項に規定する検査済証の写し
- 3 耐震改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、認定事業者から前項の規定による工事完了報告書が提出されたときは、市長は、工事完了報告受理通知(別記第23号様式)により、建築主事に通知するものとする。
- 4 耐震改修計画が消防長の同意を必要とする場合にあっては、認定事業者から第1項の 規定による工事完了報告書が提出されたときは、市長は、工事完了報告書受理通知書(別 記第24号様式)により、消防長に通知するものとする。

## (工事の検査等)

第20条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、認定事業者が認定を受けた計画に従った耐震改修を行っているか確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な措置をとることができる。

#### (認定等の証明)

- 第21条 計画認定建築物であることの証明を受けようとする者は、証明願(別記第25 号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

# (手数料の納付)

第22条 前条第1項の規定による証明を受けようとする者は、宝塚市建築事務及び住宅 事務手数料条例(平成22年条例第12号)に基づき、本市様式による納付書により納 付しなければならない。

# 附則

# (施行期日)

第1条 この要領は、平成26年7月1日から施行する。